

S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

昭和法人会

会報

'25 | 01 210号

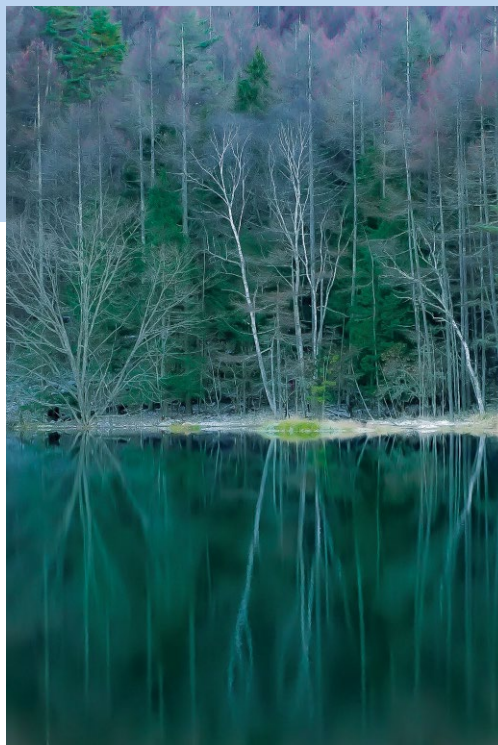


【主な記事】

- 年頭のご挨拶 (P1~4)
- 納税表彰 (P5~6)
- 署長講演「若手育成あの手この手」(P7~8)
- 第9回 税に関する絵はがきコンクール (P9~10)

写真/十和田湖(青森県)
撮影/秋田県 成田 了一氏

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和7年1月20日発行



御射鹿池 (長野県)
撮影/秋田県 成田 了一氏



【撮影者】

秋田県在住 成田 了一氏

【撮影者のプロフィール】

- 1955年：秋田県生まれ。69歳。
- 1979年：東京都内の大学を卒業後、当時、コシノジュンコ氏のライセンスブランドを扱っていたアパレル企業・日登美株に入社し、東京支社に勤務。
- 1992年：同社の大阪本社への異動に伴い、住居を兵庫県西宮市に移転。当時、天王寺納税協会※の会合に代理出席した経験もある。
- 2024年：同社を退職し、秋田県鹿角市にUターンして現在に至る。

※「納税協会」とは、愛知県でいえば「法人会」

◆ ◆ ◆
【写真撮影を始めた経緯 (成田氏のお話)】

元々、山が好きで「山と薪ストーブのある生活」に憧れていました。退職を機に長野県の平屋に移住するという夢を持っていたのですが、結局、長野県を通り越して地元である秋田県に戻ってきてしまいました。

ちょうど還暦を迎えた頃、登山にはまってしまい、現在までの数年間で、百名山のうち70座近くを登頂しました。登山をするたびに目に飛び込んでくる絶景は、何もかも忘れてしまうくらい素晴らしいもので、心を清らかにしてくれます。その景色を脳裏に焼き付けるだけではなく、何とかそれらの絶景を残したいと思い写真を始めました。

この度、昭和法人会様から会報誌へ私の写真を掲載したいというお話をいただき、大変光栄なことと思っております。

◆ ◆ ◆
【写真の説明】

[表紙 (表)] 十和田湖 (青森県)

山の向こうに太陽の気配がしてきた夜明け前、けあらしが起き、うっすらと青の世界が広がりました。

[表紙 (裏)] 御射鹿池 (長野県)

蓼科高原にほど近いところにあり、水鏡になってキラキラしているポエムの中に出てくるような神秘的な池です。

CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5~6	納税表彰
7~8	署長講演「若手育成あの手この手」 昭和税務署長 木下 篤 氏
9~10	第9回 税に関する絵はがきコンクール
11~12	中学生の「税についての作文」
13~14	青年部会コーナー
15~16	女性部会コーナー
17	行動する法人会
18	法人会全国大会 <鹿児島大会>
19~22	令和7年度税制改正に関する提言
23~25	市内9法人会合同講演会／大規模法人合同研修会／市内ブロック連絡協議会講演会 年末調整税務研修会／やさしい法人税セミナー／東海3県横断税務広報
26	社会貢献活動「地域住民まつり」
27~32	税務署だより
33~34	県税広報
35~36	市税広報
37~40	新年誌上名刺交換
41	インターネットセミナーのご案内／申告と納税は「e-Tax」で
42	法人会アンケート調査システムへ新規登録を
43	当面の行事予定／編集後記



公益社団法人 昭和法人会 会長
ブラザー工業株式会社
専務執行役員

伊藤 敏 宏

皆様、あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別の御理解と御支援を賜り心から御礼申し上げます。

また、役員の皆様には、それぞれ社業で御多用の中、ボランティアで昭和法人会の活動を支えていただいております。深甚より感謝申し上げます。

さて、昭和法人会は、公益社団法人として、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」を基本理念として、納税意識の高揚や税知識の普及を目的とした事業、あるいは、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員の皆様をはじめ会員の皆様とともに幅広い活動を一層推進し、積極的な情報発信をしてみたいと考えております。公益事業の推進に軸足を置き活動するスタンスを変えることなく事業展開していくことで、公益法人として社会的責任も果たすことができると考えております。

令和2年に新型コロナウイルス感染症が発生し、令和5年5月に5類感染症に引き下げられ、現在ではおおむねコロナ禍前の経済活動に戻っており、当会の事業活動におきましても、おおむね計画どおりの活動ができております。

世界に目を転じると、ロシア・ウクライナ問題、中東情勢や台湾有事などがあり、更には為替・金利

が乱高下していることから、物価は高騰し続け皆様の生活及び人件費等に大きく影響を与え、企業活動にも大きく影響を及ぼしているのではないかと思います。

経営自体が不透明で難しい時代であり、また、私たち企業経営者を取り巻く環境も、大変厳しい時期を迎えておりますが、何とか乗り越えるためにも、皆様がいろいろな知恵を絞って、そして、情報共有をして乗り越えていきたいですし、何よりも会員の皆様の健康と安全、企業の御繁栄を心からお祈りする次第であります。

また、新たに起業された方々にも、当会にご入会いただき会員の和を助け、地域を代表する経営者の団体として、会員の皆様のみならず多くの経営者の声やニーズを的確に捉え、皆様のお知恵を拝借しつつ、国・県・市町の税務御当局の御指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発展に貢献する活動を推進してみたいと考えております。

会員の皆様には、当会の事業運営に対しまして、今までにも増して御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、迎えました新たな年が幸多き一年になりますよう、会員の皆様の御健勝と各企業の御繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係御当局・諸団体の皆様の変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



名古屋国税局 課税第二部長

堀内 誠一郎

令和7年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動を実施していただいております。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は、大変心強いものであり、伊藤会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、物価の高騰や気候変動の影響などを強く感じた一年でしたが、パリオリンピック・パラリンピックでの多くの日本人選手の活躍や、スポーツ選手の海外での活躍など、大変喜ばしい出来事もありました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人昭和法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

私どもといたしましては、本年も引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、グローバル化やデジタル化の進展等の経済社会の変化に柔軟に対応し、様々な課題に的確に対応していくことが重要であると考えております。

国税庁が推進する「税務行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)」は、こうした変化に対応するための取組の一つであり、これまで以上に納税者の皆様の目線に立ち、日常使い慣れたデジタルツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境構築や、データ活用を基軸とした調査・徴収事務運営など、「納税者の皆様の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」を進めてまいります。

更に、税務行政のデジタル化と併せて、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様や関係省庁とも連携を図りながら、「事業者のデジタル化促進」にも取り組み、社会全体のDX推進に貢献してまいりたいと考えております。

本年も、法人会の皆様との信頼関係をより深いものとし、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

令和七年 正月

昭和法人会の益々のご発展と
会員皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます
本年もよろしくお願い申し上げます



昭和税務署

署長

副署長

法人課税
第一統括官

木下

成瀬

山本

篤

洋平

裕司



山本 裕司

木下 篤

成瀬 洋平



愛知県名古屋南部県税事務所長

富田 竜 仁

明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、「ジブリの大倉庫」「青春の丘」「どんどこ森」「もののけの里」に続き、「魔女の谷」が誕生し、「ジブリパーク」がフルオープンしました。

そして、10月には、2019年の構想発表から5年をかけて整備してきた、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」がグランドオープンを迎えました。

世界中から注目を集める2つの施設の完成により、新たなステージへ、また一步、大きく歩みを進めることができました。

今後も、これらの施設を起点に、世界中から、たくさんの人、最先端の技術・サービスを呼び込み、愛知をさらに元気にしてまいります。

さて、今年7月、いよいよ、アジア最大級・世界最先端のスマートアリーナ「IGアリーナ」がオープンします。スポーツやエンターテインメントの新たな拠点として、「ジブリパーク」や「STATION Ai」との相乗効果を生み出しながら、世界と大交流する愛知を創り上げてまいります。

2026年の「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会」、2028年の「技能五輪国際大会」など、今後も、愛知を元気にし、日本を元気にするプロジェクトが続きます。

グローバル化の進展やAI等のデジタル技術の急

速な発展など、世界が大きく変化する中、今後も、これらのビッグプロジェクトを着実に進めてまいります。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税や軽油引取税などの申告・納税手続きについては、eLTAXを活用していただくことにより、すべての地方団体に一括して電子申告及び共通納税を行っていただくことができます。加えて、eL-QR（地方税統一コード）を利用することにより、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上も図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

「日本一元気なあいち」、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、職員一同全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、公益社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年であることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和6年度

納税表彰

●令和6年11月5日(火) アイリス愛知

名古屋国税局長表彰



伊勢村 昌吾

千代田合成(株)
津賀田支部
(公社)昭和法人会
常任理事

●令和6年11月14日(木) 熱田神宮会館

昭和税務署長表彰



今村 源一

(有)初穂土地
植田支部
(公社)昭和法人会
常任理事



山本 大志

(株)ATグループ
円上支部
(公社)昭和法人会
常任理事



山本 裕子

(株)山本工務店
日進支部
(公社)昭和法人会
常任理事(女性部会長)

令和6年度 納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和6年11月14日(木) 熱田神宮会館

昭和税務推進協議会長表彰



佐藤正徳

オバナヤセメンテックス(株)
萩山支部
(公社)昭和法人会
理事



蜂谷直樹

パイロットインキ(株)
桜山支部
(公社)昭和法人会
理事



菱田豊

(株)菱源豊店
川名駒方支部
(公社)昭和法人会
理事



横井直己

横井定(株)
津賀田支部
(公社)昭和法人会
青年部会 副部会長

『若手育成あの手この手』



講師／昭和税務署長 木下 篤 氏

● 日時／令和6年11月15日(金)

● 会場／メルパルク名古屋

【はじめに】

昭和税務署長の木下です。

昭和法人会の皆様には、日頃から税務行政に深いご理解と多大なるご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。また、本日は、令和6年度「税を考える週間」の署長記念講演の場をいただきまして重ねてお礼申し上げます。

本日は「若手育成あの手この手」と題してお話しさせていただきます。昨今の税務署は一昔前と比べ若手職員が多く在籍しています。私が税務大学校の教授を経験したということもありますが、署長としての職務を務めていて、若手育成が極めて重要であることを改めて認識させられております。また、経営者の皆様方も人材育成に力を入れておられると思いますので、税務当局の研修内容など人材育成の現状をご紹介させていただきたく、このテーマとしました。何か一つでも共感していただければ幸いです。

【自己紹介】

改めまして、今年の7月10日付で第68代の昭和税務署長を拝命しました木下でございます。

前任は名古屋国税局調査部の次長です。今年で38年目となりましたが、38年のうち20年は国税局調査部に在籍しました。調査部では調査担当者が調査した内容のチェックを担当する調査審理課に8年、そのほか国税局課税第一部審理課に2年と、国税局では「審理」と名の付く部署に計10年在籍しました。このような経歴のためか平成27年7月、職員研修を担当する税務大学校の教授の辞命をいただきました。

【税務大学校の概要】

最初に、税務大学校の概要を紹介させていただきます。税務大学校は国税庁の研修機関で、新規採用者を国民の皆様から信頼される税務職員に育てあげるとともに、現に税務の第一線で働いている職員に対して、社会の変化に即応できるよう、必要な研修を実施しています。本校のほか、全国に地方研修所が置かれています。本校の事務室は霞が関の国税庁と同じ庁舎内にあり、実際の研修場所は埼玉県和光市にある和光校舎（以下「和光校舎」といいます。）です。

あと、税務大学校は、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、国際協力の一環としてアジアを中心とした各国の税務署員

に対する国際研修も実施しています。また、和光校舎には税務情報センター（税務史料室）が併設されており、税に関する貴重な史料を展示しています。自由に無料で見学できますので、機会がありましたらお立ち寄りください。

【研修体系】

税務職員に採用されますと、社会人としての良識や一定の税務の知識を身に付けるため、税務大学校で研修を受けていただきます。受講してもらった研修は、採用試験によって異なっております。

主な採用試験としては、①高等学校卒業程度等の者を対象とする「税務職員採用試験」、②大学卒程度の者を対象とする「国税専門官採用試験」、③大学を卒業してから8年を経過した者などを対象とする「国税庁経験者採用試験」があります。

採用後は試験に応じた研修制度が整備されており、税務職員採用試験の採用者は、税務大学校の地方研修所で「普通科研修」（1年）を受けていただきます。この研修を通して、税法・簿記など税務職員として必要な知識、技能等の基礎的な事項、社会人としての良識、公務員としての自覚を身に付けてもらいます。そして、署に配属され3年の実務経験後「中等科研修」があり、その後は選抜試験合格者のみが受講できる「本科研修」となっています。

国税専門官採用試験の採用者は、和光校舎で「専門官基礎研修」（3か月）を受けていただきます。私が税務大学校の教授の時はこの研修を担当していましたので、研修内容はその後説明させていただきます。研修終了後、税務署に配属され「専攻税法研修」の受講後、調査・徴収の実務に従事します。そして、実務経験3年（令和7年度から2年）の後、専門官職として必要な知識、技能を習得してもらい「専科研修」の受講となります。

国税庁経験者採用試験の採用者は、和光校舎で「社会人基礎研修」（3か月）を受けていただきます。その後は選抜試験合格者のみが受講できる「本科研修」となっています。

その他の長期的な研修としては、「国際科研修」、「専攻科研修」があります。これらは国際関係や審理関係など、経済の国際化など社会の変化に対応しようとする人材を育成するための研修で、選抜試験に合格した者のみが受講できるものです。

【専門官基礎研修】

専門官基礎研修は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、各税法や簿記など税務の仕事をしていく上で必要不可欠な知識を習得させるものです。

社会人としての良識に関しては、国民の皆様から信頼される職員に必須な、言葉遣い、挨拶の励行などを指導します。また、公務員としての自覚に関しては、国家公務員は国民の皆様全体の奉仕者として、公正に職務を果たさないといけないこと、社会常識や高いモラルを有し24時間公務員であることを指導します。

税務職員としての教育も行います。「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」、これは昭和24年の国税庁開庁時にGHQ内閣入課長（当時）のハロルド・モス氏が残した言葉です。税務職員の理念を良く表した言葉で、「正直な納税者には尊敬されるように、悪しき納税者には恐れられるようになりなさい」というものであり、現在の国税庁の組織理念に通ずるものです。

税法に関しては、採用時研修ということで、所得税法、法人税法、相続税法、国税通則法などの主要な税法を満遍なく一通り学習します。

税法等の研修は、全研修生に対し講義形式により行います。一方、社会人としての良識などの指導は、25人位のグループ単位で行います。このグループのことを「班」と言いますが、その班ごとに教授が行います。

研修期間の職員の生活拠点ですが、名古屋国税局採用者は和光校舎と同じ敷地内にある寮に入ることになります。寮生活によ



て、規則正しい生活や他人との一層のコミュニケーション力を身に付けることができるものと思われま。

指導は、寮での生活態度や研修の受講態度、試験結果などを踏まえて行います。当時私が一番留意したことは、勉学に注力することは当然ですが、やはり、新卒者ということで、社会人として、また公務員としての自覚をきちんと身に付けさせることでした。

私が教授として専門官基礎研修で担当した班のメンバーも今年度早くも9年目になりました。上級官庁である国税庁や国税局に勤務している者もいます。署での実務経験における本人の頑張りが一番だと思いますが、研修での指導も少しは寄与しているのではないかと考えています。いずれにしても、担当教授として教え子が頑張っている姿を見聞きするのは本当に嬉しいものです。

【税務署での育成】

国税専門官採用の職員に対しては、税務署に配属直後に、調査や徴収の実務に対応できるようにするため、事務系統別（個人課税、資産課税、法人課税、徴収）の「専攻税法研修」を受講してもらいます。専攻税法研修を修了すると、いよいよ実務です。事務系統が課税の場合は調査に従事することになります。

私のことですが、初めての調査で法人事務所に臨場した際の緊張感と同行した上席国税調査官からの丁寧にかつ厳しく教えられたことは38年経った今も鮮明に覚えており、このように税務職員として調査や徴収事務において初めて納税者と対峙した時のことは、誰しもが決して忘れられないことではないかと思えます。その意味でも最初に配属された署の署長や副署長、統括官等の指導者の役割は重要です。現在、若手指導においては、実地の調査や徴収の実務内での指導、座学での調査・徴収の手法や税法の研修などを行っています。中でも実務内での指導は特に重要であり、実務経験の長さなどにより職員個々の習熟度が異なるため、習熟度に応じた指導を行うことはもとより、職員の性格も考慮しつつ指導を行っています。

今年の昭和税務署の育成方針は、「とにかく褒める」、「褒めてやる気を出させよう」です。褒められれば、嬉しいでしょう。そして、自信となり次の仕事へのモチベーションに繋がるものと思えます。褒め方については、「良くやった」と言うだけでなく、何がどう良かったのか具体的に褒めればそれを身に付け、そして向上心をより持つようになると思われることから、具体的に褒めることを心掛けています。

若手職員以外の職員に対しては、「分かりやすい説明、ありがとう」、「いい仕事をありがとう」、「今度も頼む」など、感謝と期待を含め褒めるようにしています。まだまだ、誉め言葉が足りない状況ですので修正していきたいと考えています。

【専攻研修】

専門官基礎研修の受講者は、税務署での実務経験3年（令和7年度からは2年）後、専攻研修を受講することになります。専攻研修は、「専門官職として必要な知識・技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力を身に付けさせる」ことを目的としています。専攻研修は、専門官基礎研修と違い、事務系統別（個人課税、資産課税、法人課税、徴収）に分かれ、その専攻税法（事務系統が法人課税の職員は、法人税、消費税）の習得に重点を置きます。

研修生は、専攻研修でも基礎研修同様「班」に分けられます。班のメンバー構成については、専門官基礎研修では名古屋国税局採用者で固められていましたが、専攻研修では、名古屋だけでなく、札幌から沖縄まで全国の国税局（所）の職員で構成されます。他の国税局（所）の職員と交流することになるため、全国にわたるネットワークができ、見識を広めることができます。

専攻研修のカリキュラムですが、専攻税法については講義だけでなくゼミ（討議）があり、あと、簿記会計学の会計科目、国際取引実務等の実務科目、民法、会社法等の法律科目があります。専攻税法科目の研修内容は、基礎研修のレベルとは大きく異なり高度なもので、法律解釈とともに立法された背景なども学習します。

ゼミ（討議）については班ごとに行います。討議する内容は裁判例などを参考にしたもので、実務上重要な論点について討議を行います。ゼミでの指導においては、研修生のゼミへの向き合い方も様々であり、準備不足の者、ゼミ本番での発言が少ない者もいましたが、これらは調査への準備不足、納税者への説明不足に繋がることと思ひ、これらの者には強めの指導を心掛けました。

そのほか、優しい性格で他人に厳しくできない者、勉強が苦手な者など様々な研修生がいました。これらの者には各自の長所を探し、気づかせ、自信を持つように言い聞かせました。最終的に伸びるかどうかは本人の努力次第ですが、いずれにしても人材育成においては、本人に自信を持たせること、自主性を醸成することが重要と考えています。

【皆さまへのお願い】

1つ目は税務職員のPRのお願いです。

当局も優秀な職員を採用したいと考えています。税務職員としてふさわしいと思われる人が身近におられましたら、本人又はその関係者の方に是非税務職員への勧めをお願いします。国税当局の育成状況はお話ししたとおりです。また、当局もワークライフバランスの推進に取り組んでおり、例えば、男性職員の家庭生活への関わり推進、超過勤務の縮減や休暇の取得促進などに取り組んでいます。

税務当局の業務の詳しい内容は、国税庁HPにリーフレット、動画が掲載されています。直接業務内容を知りたい場合には国税局が実施する業務説明会があります。

次に試験日程等ですが、例年同じ時期となると思われますので、令和6年度の状況で説明します。大卒程度を対象とする「国税専門官採用試験」の受験申込期間は2月下旬から3月下旬、試験日が5月下旬、高校卒業程度を対象とする「税務職員採用試験」の受験申込期間は、6月半ばから下旬、試験日が9月上旬、「国税庁経験者採用試験」の受験申込期間は、7月下旬から8月中旬、試験日が9月下旬となっています。

2つ目はe-Taxなどのお願いです。

会社の役員や従業員の方が所得税の確定申告をされる場合には、スマートフォン等を活用してのご自宅等からのe-Taxを勧めさせていただきますようお願いいたします。また、各種税金の納付に当たってはキャッシュレス納付（ダイレクト納付、インターネットバンキング等を利用した納税）の積極的なご利用をお願いいたします。

【おわりに】

以上、「若手育成あの手この手」と題しまして、税務大学の研修内容、また税務署での育成の紹介をさせていただきました。国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされており、任務の一つとして「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」が規定されています。この任務を確実に遂行できる職員の育成に今後も注力することを皆様にお誓いしまして、講演を終わらせていただきます。

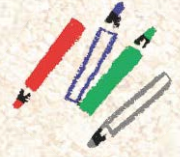
本日はご清聴ありがとうございました。


※この記事は11月15日の税務署長講演を要約したものです。

文責／公益社団法人昭和人会


第9回

税に関する 絵はがきコンクール




 **昭和税務署長賞**
名古屋市立植田東小学校 6年
小沢 美風季さん



 **昭和法人会会長賞**
日進市立北小学校 6年 嶋山 恵菜さん



 **昭和税務連絡協議会会長賞**
名古屋市立原小学校 6年 高山 紗希さん



昭和法人会女性部会長賞
日進市立北小学校 6年 川畑 夢さん



昭和法人会青年部会長賞
名古屋市立村雲小学校 6年 橋本 紬さん



優秀賞
名古屋市立御劔小学校 6年 福嶋 しほさん



優秀賞
日進市立北小学校 6年 安田 茉莉さん

女性部会では、本年度も管内の小学校61校の6年生を対象とした「第9回税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。名古屋市、日進市、長久手市及び東郷町の各教育委員会の後援を受け、租税教室を開催した小学校を中心にご協力をいただき作品募集を行いました。その結果、129作品の応募がありました。

9月13日(金)に、会長、税務署関係職員や絵に精通した第三者を交え「作品審査会」を実施し、7作品を入賞作品としました。

上位5賞に入賞した作品については、11月10日(日)イオン八事店GGモールにて開催した昭和税務連絡協議会主催の「税に関する作品合同表彰式」にて、小学生の「習字」、中学生の「税の作文」及び「税の標語」とともに表彰されました。当日は、保護者の方々も多数参加され、受賞者は緊張の中にも笑顔があふれていました。



令和6年度

中学生の「税についての作文」

(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催)



名古屋国税局長賞

名古屋市立菘山中学校 3年

しみず みう
清水 美胡さん

『助け合いから生まれる社会』

「ランドセルって言って。」

当時小学一年生の私は「さ、し、す、せ、そ」をうまく言えなかった。そのため、友達からサ行がつく単語を言われ、からかわれたことが何度もあった。そんな時、担任の先生から紹介された施設が療育センター。約三年間、月に二度言語聴覚士の方と三十分の訓練を行った。おかげで、今ではサ行を正確に発音することができる。

訓練を終え、何年か経ったある日、私はふと、あの時一体いくら支払ったのか疑問に思い、母に聞いたことがあった。その時の回答は「無料だよ。」よくよく考えてみれば、母がセンターの受付で支払いをしている姿を見たことはなかった。母が月に一度提示していたものは医療証と保険証。私が受けた訓練は税金の補助により、実質無償になっていたのだ。もしも、税金による補助がなかったら一体いくら支払うことになっていたのだろう。金額によっては訓練をあきらめていたかもしれない。税金の恩恵で私は話すことが嫌いにならずにすんだ。つまり助けられたのだ。

その他にも私は様々なことで税金の恩恵を受けている。例

えば、図書館の自習室。家では誘惑が多く、勉強に集中できない私にとって冷暖房完備で朝から夕方まで開放している図書館は有難い。また、今年の春休み、名古屋市の行う「豪・ジロング市との湿地提携に基づく交流事業」に応募、名古屋市代表の中学生十八人のうちの一人としてオーストラリアを訪れた。その際の自己負担額はわずかなもので、残りは税金から支払われた。私の海外の文化を体感したいという夢を応援してもらった。補助がなければ私はあきらめていたかもしれない。税金は私の夢を後押ししてくれたのだ。

税金の恩恵を受けているのは、なにも私に限ったことではない。日本に生きるすべての人が税金の恩恵を受けているのだ。今年の元日、石川県能登半島を襲った巨大地震。最高震度7の地震に八千を超える家屋が全壊、約二百四十名の方が犠牲となった。その際も税金は避難所で生活する方々の食糧や衛生用品、倒壊した家屋の解体、撤去費用に充てられたりした。税金は、避難後の被災者の命綱でもあったのだ。

私もあと三年で十八歳、成人だ。私は今日まで、多くの税金の恩恵を受けて育ってきた。それは大人たちが豊かで安心して暮らせる未来のために、多くの税金を納めているからだろう。次は私たちが納める番だ。皆で税金という名の会費を出し合い、すべての国民が安心安全、健康で文化的な最低限度の生活ができる社会を作る。とても素晴らしい制度だと思う。この社会の助け合いの在り方を続けなければならない。そのためにも、一人一人が税金をしっかり学び、理解する必要があるだろう。私も将来、働き手となった時は正しく納税し、それを誇りに思える大人でありたい。



愛知県納税貯蓄組合連合会会長賞

名古屋市立菘山中学校 3年

ふくだ りんと
福田 琳斗さん

『暮らしを守る税』

僕は中学校への登下校時に、山崎川に架かる橋を必ず渡る。山崎川の両岸には桜並木があり、春には満開の桜を見ながら通学できるところが少し自慢だ。日本さくら名所百選にも選ばれていて、名古屋では有名なお花見スポットでもある。そんな山崎川だが、一時期、工事をしていた。重機が大きな音を立てながら働くのを何気なく見て登下校していたが、母が「それは河川の氾濫を防ぐための工事だよ。」と教えてくれた。僕が普段目にする山崎川は、浅くて穏やかな川だから、そのときは「ふーん」ぐらいにしか思わなかった。しかし、それからしばらくして、大雨で増水してゴォーゴォーと流れる山崎川を橋の上から目にした。普段の様子とはまったく違く、茶色い濁流に恐怖を感じ、工事の重要性を思い知った。

調べてみると、河川の工事は公共事業だとわかった。道路や橋、下水道、公園、堤防など経済活動をスムーズにしたり、安全のために行われている工事や事業の多くは、税の使いみちの一つである公共事業関係費として歳出されている。日本は災害の多い国だから、建物の補強や道路の整

備など防災関連の工事は欠かせない。僕が見た工事は、その一例で、古い護岸を新しくする工事だった。しかも、山崎川の護岸工事では、桜の木に影響を与えない工法を採用しているというから驚きだ。こういった河川の整備を行う際は、景観や生物など環境への影響に配慮して行われることになっているようだ。住民の暮らしだけではなく、住民が親しんでいる桜も守られていると知って嬉しい気持ちになった。

税について調べたことで、消費税くらいしか税を払ったことがない僕でも、既に税のしくみの中で生活していることに気が付いた。登下校で渡る川は公共事業で整備されているし、学校へ行けばみんなが平等に学べる環境が整っている。教育に関する費用は、文教及び科学振興費として税が使われている。例えば、義務教育である小中学校の教科書は無償配布されている。公立中学だから授業料もかかっていない。情報通信技術教育として一人一台タブレットも貸し出されていて、授業や課題提出などで便利に使っている。文部科学省のホームページによると「教科書無償給与制度は、憲法第二十六条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されています。」とある。「その」負担とは「国民」の負担ということだろう。なんと僕は国民全体の期待を込められて教育を受けていた。

このように、今はまだ税に関して負担より恩恵を受けることの方が多い立場だ。働くようになったら税を納めることになる。そのときには、自分が社会の一員として役割を果たしているという自覚を持ちたいと思う。



昭和税務署長賞

名古屋市立萩山中学校 3年

よしかわ

吉川 りさこさん

『世代を超えた助け合い』

曾祖母が亡くなったのは、今から五年前のことだ。戦後すぐに夫を亡くし、女手一つで七人の子どもを育ててきた私のひいおばあちゃん。私が小さい頃はよく一緒に遊んでくれたことが思い出で、「私はまだまだ元気よ」と「ひいおじいちゃんはね…」と曾祖父を語るのが私の曾祖母の口癖だった。曾祖母の話によると、なんでも曾祖父は大きなお店を営んでいたそうなので、税金についても、納めなければいけない大切なお金だと小さいながらに知っているつもりではいた。けれど曾祖母と買い物をするときに、消費税という文字を見て「余分にお金が取られていてなんだか損だなあ」と感じてもあった。

年月は過ぎ、曾祖母は認知症を患ってしまい入院生活を送ることになった。寝たきりの生活に、入院生活後も自宅に帰ってくることはできず、介護施設を利用していた。認知症はなかなかこちらでも覚悟があるもので、お見舞いに行った時には変わり果てた様子や、自分の子どもの名前を忘れないようにと、名前を呼びながら指を折々数えている姿を見て、今までに体験をしたことが無いような気持ちになったことを今でも

よく覚えている。私は小学校中学年になり、お金についても大体は理解をしていた。このとき、曾祖母の入院費用はどうしているのだろうと気になった私に、祖母は、

「私たちが払っている税金が使われているんだよ」と教えてくれた。調べてみると、税金の歳出のトップは、私たちの健康や生活を守るための社会保障関係費だった。

私はこの出来事があったから、税金に対する考えが変わった。私たちが利用している公共交通機関や公共サービスは、豊かで安心した暮らしができるようにと税金があつてこそ成り立っているものだ。小、中学校の教科書、医療機関の受診料、薬の代金だって、今の大人の人たちが一生懸命働いて納めているからこそ、無償で享受できるものだ。日本人たちは、この「税金」という手段で世代を超えてお互いを助け合って生きている。税金は、ただ取られるものなのではないということ、幼い私に教えてあげたいと思った。

昔、曾祖母が納めた税金は、その時代をより豊かにするために社会で使われたのだろう。そして祖母、両親が納めている税金は、この時代をより豊かなものにするために今、社会で使われている。遠い存在だと思っていた税金が、より身近に感じるようになった。

今の私は、税金を使わせて頂く立場にいる。そして、私一人では生きていけない。家族をはじめ、直接関わっている人だけでなく、たくさん大人達に支えられて生きている。今日もひいおばあちゃんの仏壇の前で、そっと手を合わせる。私も誰かを支えられる、立派な大人になるからずっと見守っていてね、と。



昭和納税貯蓄組合連合会会長賞

日進市立日進中学校 3年

そばじま まお

傍嶋 真央さん

『スポーツにも税金が』

税金の使われ方は？私ははじめ税金とは医療費や高齢者向けの施設などに使われるものだと思っていた。だから健康な私のために使われる税金は無いのであろうと思っていた。しかし、この作文を書くにあたって税金を調べてみると、税金は私の知っている何十倍も立派なものであることがわかった。例えば学校で当然のように配られる教科書、それからゴミの処理、消防警察など、私たちが毎日生活している裏には税金の恩恵が存在していることを知った。

中でも一番驚いたのはスポーツにも税金が使われていることだ。例えば、部活動で関わる外部コーチ（指導員）や地域で行うスポーツイベントなどで使われている。私もソフトボール部に所属しており、去年から一人の外部コーチが来て下さっていた。プロの目線で指導してくださり、私たちにとって力強い味方になった。また、「色々なスポーツを体験しよう」というようなイベントでスタッフ側として関わったことがあった。そこに当たり前のように置いてあった道具やグラウンドなども税金で整備されていた。さらに詳しく調べてみるとオリンピック・パラリンピック選手の育成にも使われていることが分かった。

そこで、ふと疑問がわいた。なぜ税金がスポーツに使われているのか？私は医療や教育ごみ処理とは違って税金がスポーツに使われなかったとしても誰かが困ることはないのになぜ？とハテナが浮かんだ。私の中でスポーツとより良い社会との関係性が見出せなかったのだ。この疑問について調べてみるとすぐ納得した。主に二つの理由がある。一つ目はスポーツを広めることで人々が健康に過ごせるということだ。思い出してみると体育の授業で生活習慣病が年々増えていると教わった。そして、それとともに健康であるためには適度な運動が必要であることも教わった。運動をすることで膨大な医療費を減らすことができるのだ。二つ目はアスリートたちの活躍により、人々の希望となったり、勇気づけられたり、さらには経済の活性化も図ることができるのである。例えばニュースでよく取り上げられる大谷翔平選手は日本国民の希望の星だといえるだろう。そして、誰もが彼の活躍に勇気づけられたと思う。また、選手のグッズ購入や観戦に行くことで経済が動くという効果もあるのだ。

このように税金は私の身の回りのものでも活用されており、私たちの生活をより良くしていることが分かった。そして当たり前のように感じるスポーツのできる環境や、目の前にある整備された道路など大きなものから教科書のような小さなものまで税金のおかげであるという感謝の気持ちを忘れないようにしていきたい。また、自分が大人になり、納税者となった際には税金をしっかりと納め、未来の子供たちがより良い日常を送れるよう懸命に働いていきたいと思った。

■ 第1回「税務研修会」

令和6年9月25日(水) 名古屋市中企業振興会館



講師の副署長 成瀬洋平氏

9月25日(水)、名古屋市中企業振興会館において「第1回税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、昭和税務署から成瀬法人担当副署長様と山本法人第一統括官様をお迎えし、ご講演をいただきました。

まず、成瀬副署長様は、「税務行政のDX」と題し、国税庁での電子化に関わる勤務経験を踏まえ、国税庁が進めている様々なデジタル化(納税者の利便性の向上・税務行政の効率化)についてお話しをされました。参加した部会員は、今後、更に電子化が進み作業負担の軽減化につながることを期待していました。

続いて、山本統括官様は、「税のよもやま話」と題し、ご自身の豊富な税務調査経験の中から、他の国税局や税関と連携して広域で対応した調査事例に基づき、解説図を使用しながらクイズ形式で進められ、とても分かりやすく、正しい申告と納税の重要性を再認識しました。



講師の法人一統括 山本裕司氏

それぞれの講演後に質疑応答の時間を設けたところ、部会員からいくつも質問がされるなど、緊張感の中でも和気あいあいとした税務研修会となりました。

広報・渉外担当副部長 横井 直己



税務研修会の光景

■ 第2回「税務研修会」

令和6年12月17日(火)
THE CONDER HOUSE

12月17日(火)、THE CONDER HOUSEにおいて「第2回税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、来賓として、昭和税務署から木下署長様と山本第一統括官様のお二人をお招きし、木下署長様にご講演いただきました。

木下署長様には、「税を巡る最近のトピックス」というテーマで、輸出免税を利用した不正還付や免税店購入物品の転売による不正事例、インボイス制度における留意点や令和6年度税制改正、更には、日本酒の製造方法がユネスコ無形文化遺産へ登録されたお話しなど、多岐にわたるトピックスをご紹介いただきました。

部会員からは、講演の中でいくつもの質問がされるなど、緊張感の中でも和やかな講演会となりました。

広報・渉外担当副部長 横井 直己



講師の昭和税務署長 木下 篤氏



税務研修会の光景

■ 親睦ボウリング大会

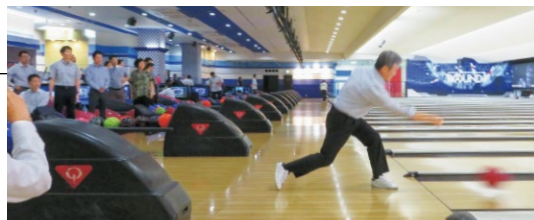
令和6年10月2日(水) ラウンドワン千種店

10月2日(水)、ラウンドワン千種店にて「親睦ボウリング大会」を開催しました。税務署の職員の皆様との懇親を深めるために開催しており、本年は15名の職員の皆様に参加していただきました。

木下署長の始球式に始まり、ストライクが出る度に歓声が上がり、ハイタッチをするなど、最後まで盛り上がった大会となりました。

大会結果は、2ゲームとも高得点(1G・170点・2G・190点、合計360点)をマークした各川拓真さんが優勝されました。

参加者は、日頃の運動不足も少し解消され、和気あいあいとした大会となり、更に親睦を深め合うことができました。



始球式(木下税務署長)



ボウリング大会参加者全員で

■ 第38回 法人会全国青年の集い「福井大会」

令和6年11月7日(木)・8日(金)

フェニックスプラザ、コートヤード・バイ・マリオット福井、サンドーム福井

第38回法人会全国青年の集い「福井大会」が11月7日・8日に福井市にて開催されました。

青年部会役員一同は、7日に租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地から選抜された代表の素晴らしい租税教室の取組みを拝聴しました。子どもたちだけではなく家族をも巻き込んだイベントなど、参加者が主体的な活動を行っており、今後の当会の活動においても参考になる大変有意義な時間となりました。

その後に関かれた愛知ナイトでは、旬の魚をその場で捌くパフォーマンスや福井名産のお酒が振る舞われ、福井の豊かな自然の恵みを堪能するとともに、北陸の地においても懇親を深めることができました。

江場部会長は8日、部会長サミットに参加し、会員を活動に巻き込む手法など、会員拡大について全国の部会長と意見交換をしました。

また、会員交流分科会では「健康経営プロジェクト」について全国の法人会で行われている健康経営の取り組みに関する貴重なセミナーを拝聴しました。



福井大会に参加した青年部会員

記念講演会では、元フジテレビアナウンサー笠井信輔氏が「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」と題し、悪性リンパ腫から復帰までの激動の日々から得た生きるヒントについて語られ、闘病の中で得られた縁もあるという発想の転換によって困難を乗り越えた姿は、深く心に響くものがありました。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



公益社団法人
昭和法人会

青年部会拡大推進教養講座

青年部会新入会員・入会検討者向け

講演会

演題：「恐怖を力に変えれたら人生どう変わるか？」

講師：ISコラボレーション代表 ストラテジーコーチ 松本 進 氏

開催日

令和7年1月28日(火)

時間

17:30～19:00

開催場所

名古屋クレストンホテル(名古屋市中区栄3-29-1 名古屋パルコ9階)

「講演会と演奏会」

令和6年10月3日(木) メルパルク名古屋
 第1部 講演会「ステージチェンジと生き方」
 第2部 プレミアムコンサート
 「マリンバとピアノの調べ」

毎年恒例の社会貢献事業「講演会とプレミアムコンサート(演奏会)」を、10月3日(木)、メルパルク名古屋にて会員以外の一般参加者を含め、235名もの多くの観客を集め開催しました。



盛況な講演会&演奏会

第1部

第1部の講演会では、講師に奈良県にある薬師寺の執事長・大谷徹契師をお迎えし、「ステージチェンジと生き方」と題してご講演いただきました。情熱のこもったお話しぶり、その中にもジョークを交えられ、まさに聞き入ったという講演会でした。

講演の中で大谷徹契師は、「今日の法話の中で心の勉強をしてほしい。自分の心を救えるのは、自分しかない。」ということから、観客に次の言葉をプレゼントしていただきました。

人生は、いずれ追い込まれるときが来る。
 追い込まれたときの3つの条件

③ 少 し ず つ 上 手 に な ら う	←	② や め よ う	←	① 下 手 か ら 始 め よ う
---	---	-----------------------	---	---

この言葉は、「幸せの種」であり、「自分の助け」にもなる。

観自在

自分を見つめること

(今、日本人である私たちに一番欠けているものであり、一番大切な言葉でもある)

大谷徹契師の法話の中でお聞きした「人生は予想できない多くの部分の組み合わせでできており、この世のどんな些細なことでも予断を許さず、「人間は追い込まれた時に本性が出る」ということを忘れずに、「物で榮えて、心で滅ぶ」ことのないよう、プレゼントしていただいたお言葉を大切に、ステージチェンジし人生を歩んでいきたいと思いました。



第1部講演会の講師 大谷徹契師



講師と部会員



「あなたに出会えて ありがとう」

第2部

第2部のプレミアムコンサート(演奏会)では、マリンバ奏者は、栗原幸江氏、水野利香氏、高藤摩紀氏のお三方、そして、ピアノ奏者の武田早智氏、更には、無音の舞踏家山本麻代氏をお迎えし、プレミアムコンサート「マリンバとピアノの調べ」で、素晴らしい演奏を聴かせていただきました。

マリンバとピアノ、そして、舞踏のコラボ。「荒城の月」「白鳥」「G線上のアリア」などなど、多くの曲を披露していただき、演奏会の終わりには、女性部会から演者の皆様にお礼の花束を贈呈し閉演しました。

参加者からは、マリンバとピアノの音色に酔いしれ、あっという間に時間が過ぎてしまった、もっともっと聴いていたかった、もっともっと見ていたかったという感想が多く寄せられました。



第2部演奏会の光景



出演者と部会員



■ 9月例会「署長講演会」と「絵はがきコンクール審査会」

令和6年9月13日(金) ガス燈

9月13日(金)、「9月例会；税務署長講演会」を和菜SALOON ガス燈にて開催しました。

7月10日に着任された 木下 篤 新昭和税務署長をお迎えし、「税を巡る最近のトピックス」というテーマで、輸出免税を利用した不正還付や免税店購入物品の転売による不正事例、更には、インボイス制度における留意点や令和6年度税制改正のうち飲食費に係る交際費など、多岐にわたるトピックスをご紹介いただきました。

部会員からは、講演の中でいくつもの質問がされるなど、緊張感の中でも和やかな講演会となりました。

税務署長講演会の後、「第9回税に関する絵はがきコンクール審査会」を実施しました。子どもたちの発想の素晴らしさを感じるとともに、将来を担う子どもたちに対する租税教育の重要性を感じながらの審査でした。



9月例会の光景



講師の昭和税務署長 木下 篤氏



絵はがき審査会の光景

■ 11月例会「税務署長講演会」

令和6年11月15日(金) メルパルク名古屋

11月例会は、11月11日から17日の「税を考える週間」の一環として、本会・支部役員、青年部会員、女性部会員が一堂に会し、木下税務署長様の講演を拝聴しました。

署長様には、「税を考える週間」の記念行事として、税務大学校・総合教育部の教授を経験されており、その経験の中から、若手をいかに育てていくか、若手とどう付き合っていくかなどなど、いろいろな角度から大変分かりやすくお話いただきました。

お聴きしたお話を今後の社員教育や新入社員の育成に役立てていきたいと思いましたが、とても有意義な講演会でした。

■ 税を考える週間 街頭PR

令和6年11月10日(日) イオン八事店

昭和税務連絡協議会が主催する「税を考える週間」(11/11～11/17)行事の一環として実施した税に関するチラシ配布等の街頭広報に参加しました。来店した一般の方々に税を考えていただく良い機会を与えられる行事です。

また、法人会、納税貯蓄組合連合会、間税会が行った小学生を対象とした「絵はがき」や「習字」、中学生を対象とした「作文」、「税の標語」の入賞者に対する「税に関する作品合同表彰式」を併せて開催し受賞者とともに保護者の方も多数来場され、有意義な税の啓蒙活動ができた一日となりました。



イオン八事店でのPR活動



令和7年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、法人会の発足以来、毎年、中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって出された意見等を集約し、各会から提出された意見を県連が取りまとめ全法連へと上申し議論を重ねて、全国440法人会の総意として「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。昭和法人会が提出した意見もこれらに反映されています。

この提言をもとに、愛知県下20の法人会では、それ

ぞれ地元出身の国会議員に直接要請活動をすることとし、当昭和法人会では、青山敬明副会長及び相羽康人副会長が、直接近藤昭一衆議院議員及び日野紗里衆議院議員にそれぞれ中小企業の声を直接訴え、「税制改正の提言書」を手渡し、提言内容が国会に反映されるよう要請行動を実施しました。

また、地元自治体の市長・町長及び市議会・町議会議長並びに商工会会長にも、提言書を交付し、中小企業を中心とした税制改正意見を届けました。

令和7年度 税制改正 スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!



衆議院議員 近藤昭一氏
(立憲民主党) への要請行動



衆議院議員 日野紗里亜氏
(国民民主党) への要請行動



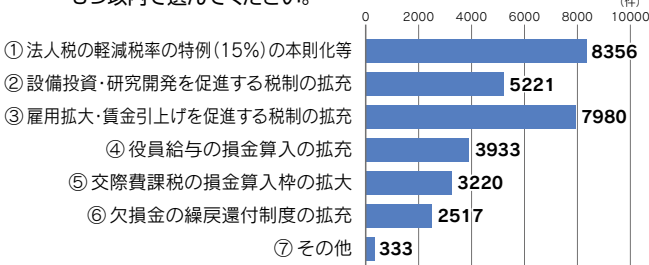
日進市長 近藤裕貴氏
への要請行動



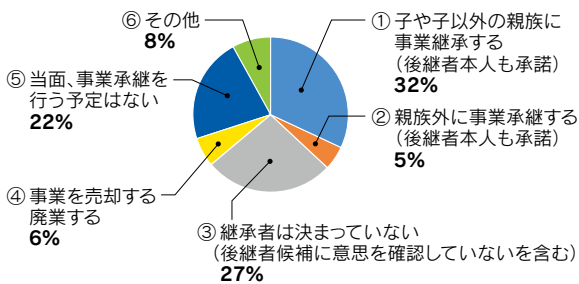
長久手市長 佐藤有美氏
への要請行動

令和7年度税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数 12,395名)

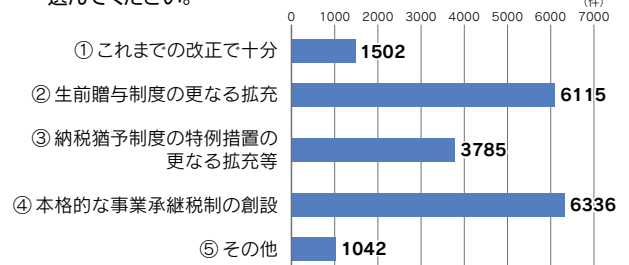
Q1 中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、3つ以内で選んでください。



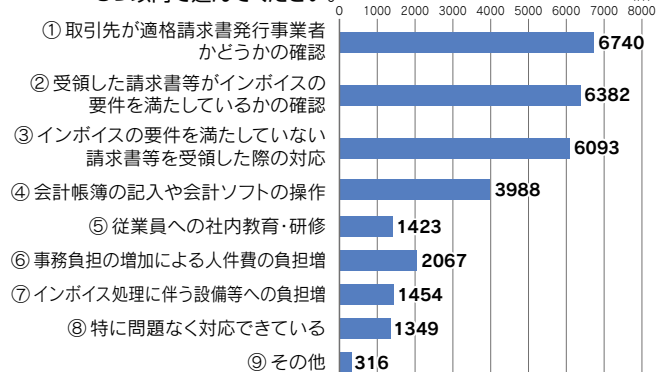
Q2 事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。



Q3 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。



Q4 インボイス制度が導入され、どのような負担が増えたのか3つ以内で選んでください。





10月3日(木)、第40回法人会全国大会が鹿児島県鹿児島市の城山ホテル鹿児島において全国から約1,700名の会員、関係者が参加し、盛大に開催されました。

本年は、大会開催前にウェルカムイベントとして、種子島の「火縄銃試射」が鹿児島県歴史・美術資料センターにて開催されました。小雨模様ではありましたが、種子島火縄銃保存会の皆様の演武は壮観でした。

第1部の式典では、小林栄三全法連会長の挨拶に続き、奥達雄国税庁長官、塩田康一鹿児島県知事、下鶴隆央鹿児島市長の各来賓から祝辞を頂戴し、その後、会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進の各部門での成績優秀県連等の表彰に続き、「令和7年度税制改正に関する提言」の趣旨説明・報告が行われました。その他、青年部会による租税教育活動の報告がされるとともに「大会宣言」が満場一致により採択されました。

第2部の記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏に「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」と題して、ご講演をいただきました。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国経済は、株式市場における最高値の一時更新や高水準の賃金上昇率を記録したほか、長年にわたるデフレからの完全脱却が目前に迫るなど、大きな転換期を迎えている。

一方、中小企業では少子高齢化と人口減少に伴う人手不足が深刻化しており、こうした構造的課題の解決に向けた税・財政政策など、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかし、主要先進国で最も悪化していた我が国の財政状況は、コロナ禍を経て債務残高がさらに増加した。財政健全化は、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的課題と改

めて認識すべきである。

さらに本年、日本銀行は物価上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し利上げに踏み切った。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のためにも新たな財政再建目標の策定が急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っている。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、きめ細やかな税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和6年10月3日
全国法人会総連合 全国大会

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
 - (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
 - (2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
 - (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の

視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
 - (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
 - (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
 - (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がるのではないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

市内9法人会合同講演会

- 令和6年9月11日(水) / Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホール
- 講師 / テノール歌手 秋川 雅史 氏
- 演題 / 「夢のある人生」



講師の秋川雅史氏

9月11日(水)、名古屋市内9法人会合同の講演会をNiterra日本特殊陶業市民会館フォレストホールにて730名(内昭和法人会107名)の参加者を集め開催しました。

講師にテノール歌手の秋川雅史氏をお迎えし、「夢のある人生」と題してご講演いただきました。

講演の内容は、「いろいろな経験をして夢を持つことの意味を考えるようになり、歌手になって紅白歌合戦に出場し、そして、オペラ歌手として舞台に立つことができた。いつも夢を持ったときには、その夢を言葉にして伝え、自分にプレッシャーをかけてきた。プレッシャーは大きいほどやりがいがあり、挑戦し続けなければ生涯幸せな人生は歩めないと考えてきた。未来の自分はどれだけ成長できるのかを考えて挑戦できる人生はステキである。」と、参加者に対して新しい世界への挑戦を語り掛けていました。

そして、講演のスタートに「本日は講演会ということでコンサートではありません」と断られていましたが、講演の中で「慕情」「千の風になって」「翼をください」の3曲を披露され、テノール歌手の生の声は、ホール全体に響き渡り、すばらしい声に感動の拍手は鳴り止みませんでした。



大規模法人合同研修会

- 令和6年10月30日(水) / 熱田神宮会館
- 講師 / 名古屋国税局 調査部長 小阪井 教行 氏
同 調査部 調査審理課長 篠田 昌宏 氏
- 演題 / 「税務行政の現状と課題」
「税務申告に係る留意事項」



名古屋国税局 調査部長 小阪井教行氏

10月30日(水)、昭和法人会では、熱田法人会、中川法人会、半田法人会との合同で、「大規模法人合同研修会」を熱田神宮会館にて59名(内当会23名)の参加者を集め開催しました。

この合同研修会は、資本金1億円以上の企業に参加を呼び掛け、毎年名古屋国税局調査部長様のご講演

と税務研修会を4会が合同で開催しているものです。

第1部では、名古屋国税局調査部長 小阪井教行様にご講演いただきました。小阪井部長は、税務行政の現状について分かりやすく説明され、税務行政のDXについて触れられながら、今後の税務行政の展望について大変分かりやすくご講演いただきました。

第2部は、名古屋国税局 調査部 調査審理課長の篠田昌宏様による研修会として、「税務申告に係る留意事項」について、令和6年度税制改正の内容も織り込み、特に誤りの多い事項や注意を要する事項について、丁寧に解説いただきました。

第3部は、国税局・税務署からの連絡事項として「e-Taxを利用した申告等」について、名古屋国税局課税第一部 課税総括課主査の小木曾徹様に、引き続き、中川税務署 法人課税第一部門統括官の安藤準一郎様に、「事業者のデジタル化促進」についてご説明いただきました。

この研修会への参加者は、各企業ともに実務を担当している方が多く、それぞれメモを取りながら真剣に受講されていました。

市内ブロック連絡協議会 「経営講演会と税務研修会」

●令和6年10月28日(月) 熱田神宮会館

10月28日(月)、名古屋市市内ブロック(瑞穂区・昭和区・天白区)では、合同で経営講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて42名の参加者を集め開催しました。

第1部の「経営講演会」では、講師に歴史家・作家の加来耕三氏をお迎えし、「歴史を現代に活かす」と題して講演いただきました。

『歴史学には、40年おきに頂点とどん底を繰り返すという「40年アップダウン説」というものがある。来年、令和7年がどん底の年。来年、何もかも失うようなことが起きるとしたら、何が起きる可能性があるかを、自分、会社、家族を中心に置いて考えてほしい。それを考えることが歴史学の世界。具体的には、使えないと言われる今の若い世代をいかに使い新しい世界を創るかを考えるのが今、ということ。』といった歴史を学ぶ重要性をお話しされました。

これからの社会、まだまだ変動が大きく難しい時が継続するのではないかと思います。歴史を振り返るだけではなく、今後どうしていくかを考えることが歴史学では重要だということがよく分かりました。

第2部の「税務研修会」では、昭和税務署の山本法人課税第一統括官に講師をお願いし、「税のよもやま話」と題して講演いただきました。伊勢税務署での酒類行政に携わった経験から伊勢神宮の酒造りのお話しや他の国税局と連携して広域で対応した消費税の不正還付事例を基に、インボイス制度がその防止策のひとつになっていることなど、とても参考となるお話しをしていただきました。



講師の加来耕三氏



講師の法人一統括 山本裕司氏

「年末調整の実務のポイント」税務研修会

●令和6年11月20日(水)／岡谷鋼機名古屋公会堂

●講師／昭和税務署 担当官

昭和法人会では、税務署主催の年末調整等説明会が開催されなくなったことから、毎年、独自でこのテーマでの税務研修会を開催しています。

この研修会では、午前・午後合わせて82名の参加者が集まり、講師となった税務署の担当官が「令和6年分の年末調整について」及び「法定調書の作成について」を、ポイントとなる部分を重点に解説されました。

特に、令和6年分の年末調整については、定額減税事務のうち「年調減税事務」が新しい事務として発生するため、処理上の留意事項などについて詳しく説明していただきました。

研修会の終了後には、年調減税事務も新たに加わったためか、講師に質問するための行列ができるほど参加者の関心は高く、日頃抱えている疑問点等に税務署の担当官も親切にこれに対応していただき、有意義な研修会であったとの感想をいただきました。



研修会の光景

やさしい法人税セミナー

- 令和6年9月4日(水)～10月2日(水)の延べ5回
昭和ビル大ホール
- 講師／税理士 四井清裕氏
(元名古屋国税局 調査部長)

本年度の「やさしい法人税セミナー」は9月4日(水)～10月2日(水)までの間に5回の講座で開催されました。

講師には、前年度に引き続き、税理士の四井清裕氏をお迎えし、分厚い「図解法人税」のテキストや四井税理士作成の資料をもとに、熱のこもった講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で、新たに経理や申告書作成担当など、初めて法人税法に接した担当者の方を対象に開催しているセミナーで、毎年多くの方が受講されています。

本年度の参加人員は53名で、当会からは11名の方が受講されました。



講師の四井清裕税理士

法人税法の基礎からインボイス制度や令和6年度の改正税法まで、幅広い内容であり、受講者は真剣な眼差しでメモを取りながら知識習得に励んでいました。

愛知県連 東海3県横断税務広報

- 令和6年11月11日(月)
岐阜駅、名古屋駅、豊橋駅、静岡駅

愛知県連では、「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ、11月11日(月)に東海3県の主要4駅を横断し税務広報活動を実施しました。

この活動は、「税を考える週間」の周知、納税意識の高揚、国税電子申告システム「e-Tax」の利便性などの広報を目的とし、広く地域社会に税の大切さについて考える“きっかけ”を創出するイベントとして、3県の青年部会が中心となって広報活動を行うもので、当会から江場青年部会長と川崎青年部会監事が参加しました。

また、愛知県法人会連合会の広報大使である女優の佐藤なおみさんもこの広報活動に加わり、一日を掛けて岐阜から静岡まで広報活動を実施し、地元メディアにも大きく取り上げられました。



広報活動に参加したスタッフ

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注) 還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス 🔍 検索

社会貢献活動 「地域住民まつり」に参加

社会貢献活動の一環として、例年、管内2区2市1町で開催される地域住民まつりでブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレットなどを配布するほか、抽選やゲームにより各種景品を配布しています。今年度は、昭和区区民まつりと天白区区民まつりが10月27日(日)に企画されていたところ、衆議院議員選挙が同日に決まり、急きょ中止されてしまいました。しかし、「にっしん市民まつり」「長久手市商工まつり」「東郷町文化産業まつり」は、秋晴れの下で盛大に開催されました。

法人会のブースは、いずれのまつりにおいても人気があり、天候にも恵まれ、税の啓蒙活動を行い、法人会をPRするなど、公益社団法人としての役割を果たしました。

東郷町 文化産業まつり

- 日時／11月10日(日)
- 場所／東郷町いこまい館周辺

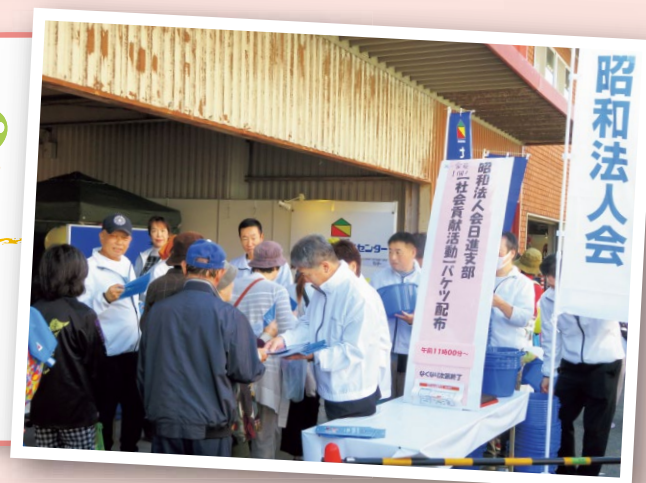


長久手市 商工まつり

- 日時／11月17日(日)
- 場所／愛・地球博記念公園

にっしん 市民まつり

- 日時／11月17日(日)
- 場所／日進市役所周辺





はじめましょう！ 経理業務のデジタル化

～正確性向上・業務の効率化へ～

現状



手入力・確認

支払や記帳

各種書類の分類

書面で保存



日常業務をデジタル化

クラウド会計ソフトやAI-OCR, 電子帳簿の導入のほか, 振込・入金等に係る事務をデジタル化

多種多様な書類



OCR 読み取り
(AI-OCR)

スキャン
(スマホ・スキャナ)

インターネット
バンキング



自動的に
分類・仕訳



取
込
・
仕
訳
を
自
動
で

手間が省けて
助かる～

クラウド会計ソフト等

生産性の向上

- ① データの入力から確認までの事務量・負担が軽減
- ② リアルタイム（リモート）で経営状態が確認可能
- ③ 書面での保存が不要、保存コストの削減

経営分析

リアルタイムで経営状況を把握



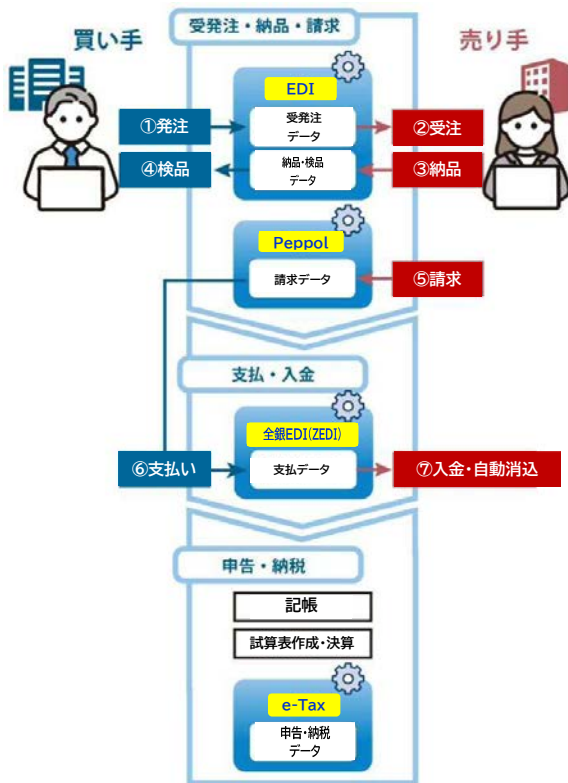
データ保存

自動で保存
(電子帳簿保存法対応)



ペーパーレス

デジタル化による一貫した処理イメージ



税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。

全銀EDI^(注1)やPeppol^(注2)などを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。

詳しくは以下のQRコードをご覧ください。

全銀EDI
(一社)全国銀行協会



Peppol (ペポル)
EIPA デジタルインボイス推進協議会



(注1) EDIとは、「Electronic Data Interchange (電子データ交換)」の略称で、企業などがコンピューターをネットワークで繋ぎ、企業間で伝票や請求書などを電子データで自動的に交換することです。

(注2) Peppol (ペポル)は、電子化した請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書の仕様」、「運用ルール」、「ネットワーク」に関する世界標準規格です。

税に関するデジタル関係施策のご紹介

国税庁では、税務行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を進めることで、納税者の皆様の利便性向上を目指しています。詳しくは以下のQRコードからデジタル関係施策の紹介ページをご覧ください。



スマホ申告

電子納税証明書

e-Tax

マイナンバーカードの
普及・利用促進

キャッシュレス納付

マイナポータル連携

年末調整の電子化



チャットボット

納税情報の
添付自動化

大企業の方は
こちら



中小企業の方は
こちら



個人事業主の方は
こちら



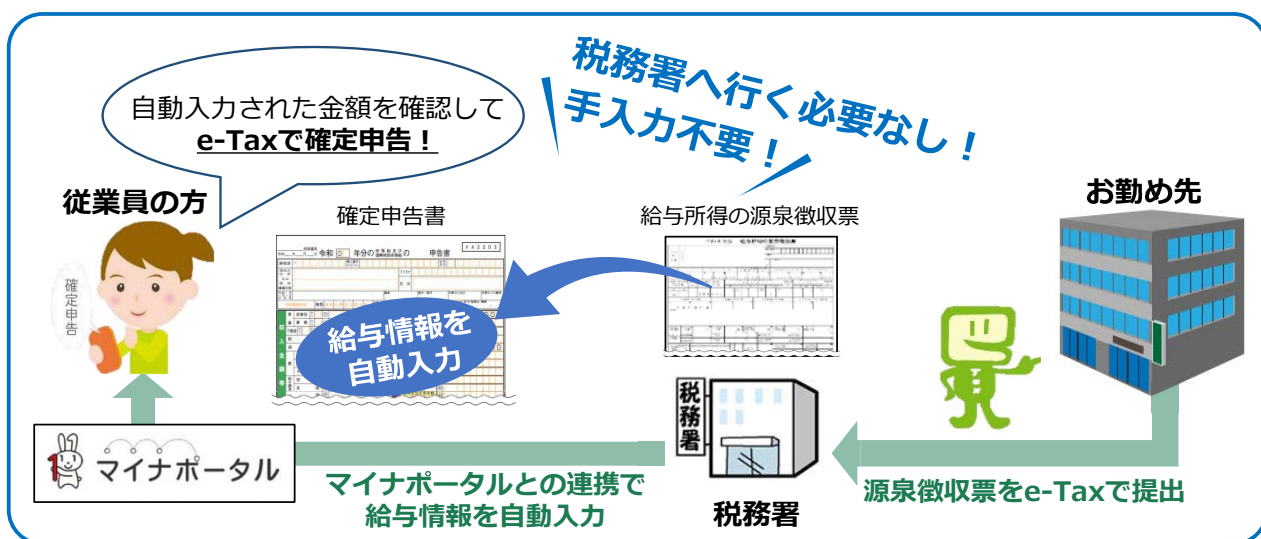
※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

＼給与所得の確定申告がさらに簡単に！

「給与所得の源泉徴収票」

の情報を確定申告書に自動入力！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力できます。



- ❗ 令和5年分以降の所得税の確定申告が対象です。
- ❗ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」が自動入力の対象となります。
※お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況については、お勤め先へご確認ください。

利用に当たっての手続

「給与所得の源泉徴収票」の自動入力機能を利用するためには、確定申告をする数日前までに、**初回のみ**※以下の2つの事前準備が必要です。

※一度設定すれば、来年以降の申告の際、これらの事前準備は不要です。

① **マイナポータルとe-Taxの連携**

詳しくは、国税庁ホームページの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。



② **e-Taxマイページの「本人確認／情報取得希望」の登録**

②の登録方法は次頁をご確認ください

○e-Taxマイページの「本人確認／情報取得希望」の登録方法

初回のみ

※画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

1. マイナポータルへログイン
トップページから、「確定申告の事前準備」を押下

2. 「事前準備をはじめる」を押下

3. 「給与」を選択し、「次へ」を押下

4. 「登録」を押下

The screenshots show the following steps: 1. Login to the My Number Portal and click on '確定申告の事前準備' (Preparation for tax filing). 2. Click on '事前準備をはじめる' (Start preparation). 3. Select '給与' (Salary) as the type of income and click '次へ' (Next). 4. Click '登録' (Register) on the '連携状況リスト' (Linkage status list) page.

5. 「登録」を押下
(e-Taxのページが表示されます。)

6. 「e-Taxからの情報取得を希望する」を押下
カナ氏名の入力とマイナンバーカードの読取りを実施

7. 以下のメッセージが表示されれば、登録完了

The screenshots show: 5. Clicking '登録' on the 'e-Taxと連携' page. 6. On the 'e-Tax' page, clicking 'e-Taxからの情報取得を希望する' and entering Kanji name and My Number Card details. 7. Receiving the message '情報取得の希望受付' (Information acquisition request received).

重要事項 (Important notes):

- カナ氏名は、源泉徴収票に記載されるものを入力してください。
- マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワード（4桁数字）、署名用パスワード（6桁～16桁英数字）の2つが必要です。

！詳しくは、国税庁ホームページ「給与情報のマイナポータル連携」特設ページをご確認ください。



暮らしにとけこむ キャッシュレス納付!



いつでも
どこでも
簡単納付



ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おすすめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



- ① 申告等データ送信 →
- ← ② メッセージの受信
- ③ ダイレクト納付手続 →



自動ダイレクトを利用すると…

- ① 申告等データ送信 →
- +
ダイレクト納付手続



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務番号	都府税務番号
添付書類	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは④
災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

- 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。▶



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。▶



外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、対象法人が段階的に変更されます。具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金1億超の法人）に加え、下記の法人が対象法人となります。

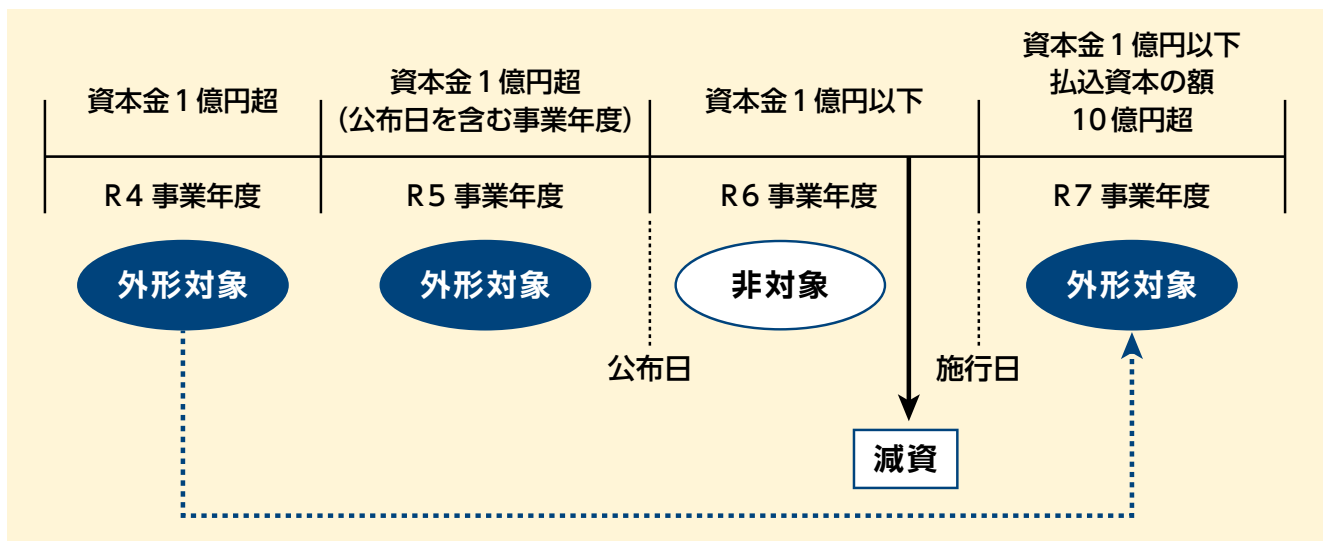
外形標準課税の適用対象法人の見直し（1）

当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当事業年度に、**資本金1億円以下で、払込資本（注1）の額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。**
 （令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。）

なお、外形標準課税の対象の判定は事業年度末の状況で行います。

資本金1億円超	資本金1億円以下 払込資本の額10億円超	資本金1億円以下 払込資本の額10億円以下
n 事業年度	n + 1 事業年度	n + 2 事業年度
外形対象	外形対象	非対象

（注1）…払込資本の額とは、法人が株主又は合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額です。企業会計上の資本金と資本剰余金の合算額をいいます。



※施行初年度の経過措置として、公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、施行日以後最初に開始する事業年度に資本金が1億円以下で、払込資本の額が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

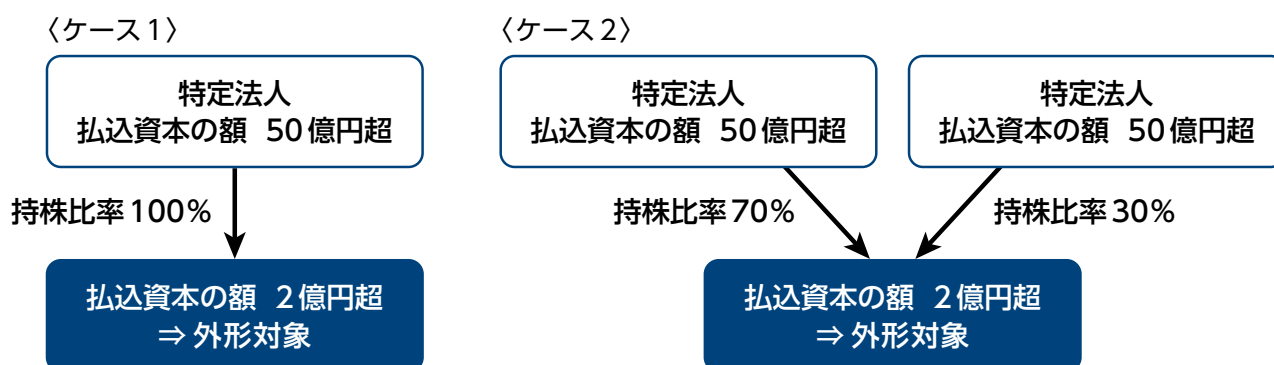
外形標準課税の適用対象法人の見直し（2）

払込資本の額が50億円を超える法人等（特定法人）の100%子法人等のうち、**資本金1億円以下で、払込資本（注2）の額が2億円を超える場合は**、外形標準課税の対象となります。

（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。）

外形標準課税の対象の判定は事業年度末の状況で行います。

（注2）…当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額



※令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画に基づいて行われる株式等の取得により100%子法人等となった法人等は、当該取得日を含む事業年度から、取得日以後5年を経過する日を含む事業年度までは外形標準課税の対象外です。

※新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の3分の2を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の3分の1を軽減

外形標準課税対象法人における法人事業税の税率について

適用区分	外形標準課税対象法人かつ 資本金の額又は出資金の額が 【1億円超】の場合の税率	外形標準課税対象法人かつ 資本金の額又は出資金の額が 【1億円以下】の場合の税率（注3）
所得割	1.216%	1.0%
付加価値割	1.2144%	1.2%
資本割	0.506%	0.5%

（注3）…この適用区分については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

※清算中の法人にあっては、資本割は課されません。

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-682-8923（ダイヤルイン）

個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく令和7年1月20日(月)までに提出をお願いします。(提出期限は令和7年1月31日(金)です。)

2 個人別明細書の提出対象

令和6年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和7年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和6年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和6年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

3 提出先

令和7年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和7年1月31日(金)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和7年1月20日(月)までの提出にご協力ください。

3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 天白区 熱田区 南区 緑区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒461-8626 名古屋市中区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	本陣市税事務所 固定資産税課 償却資産担当	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	TEL(052)433-4028 FAX(052)433-4066

日進市・長久手市・東郷町に所在の会社の方へ

個人市(町)民税・県民税に係る「個人別明細書」と「総括表」及び「償却資産(固定資産税)申告書」の提出要件は、前記の名古屋市の場合と同じです。

それぞれ会社が所在する市町の税務課宛にご提出ください。

会社の所在地	提出先・問合せ先	所在地	代表連絡先
日進市	日進市役所税務課 (市民税係・資産税家屋係)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268	TEL(0561)73-7111
長久手市	長久手市役所税務課 (市民税係・資産税係)	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1	TEL(0561)63-1111
東郷町	東郷町役場税務課 (町民税係・資産税家屋係)	〒470-0198 愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地	TEL(0561)38-3111

あけましておめでとうございます

新年誌上名刺交換 (社名五十音順)

株式会社 ウツノ

代表取締役 宇津野真一

有限会社 川本緑化

代表取締役 川本幸政

株式会社 飯島産業

代表取締役社長 飯島大輔

亀井ソフラン株式会社

代表取締役 亀井直人

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役 浅井啓介

鏡不動産販売株式会社

代表取締役 神本義浩

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長 笠原照基

株式会社 岡善製作所

代表取締役社長 高木 繁年

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役 相羽康人

株式会社 大久保工務店

代表取締役 大久保友嗣

相羽ばね工業株式会社

代表取締役 相羽克俊

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長 江場 友美

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 木全幸治

日本パッキング株式会社

代表取締役社長 小島直之

株式会社タイコー

代表取締役 赤羽廣一

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 小林 茂

株式会社 大栄商会

代表取締役 川村昌利

名古屋牛乳株式会社

代表取締役 平井武敏

株式会社桜デザイン

代表取締役 斎藤 努

株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽繁生

建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木三四郎

千代田合成株式会社

代表取締役 伊勢村昌吾
専務取締役 伊勢村雄吾

協和電機株式会社

代表取締役 高柳秀孝

株式会社 中部日榮

代表取締役 鈴木 宏

あけましておめでとうございます ●

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

ブラザー工業株式会社

代表取締役社長

池田和史

フジパンググループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

株式会社 菱源畳店

代表取締役 菱田 豊

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 木村 勉

山勝株式会社

代表取締役社長

森 昭勝

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡英佑

有限会社村上不動産

代表取締役 村上尚彦

ミズショー株式会社

代表取締役 橋本 衛

水金工事株式会社

代表取締役 水谷 隆夫

丸美産業株式会社

代表取締役社長 嶺木一志

AIIG損害保険株式会社
東海・北陸地域事業本部

本部長 福島法郎

大同生命保険株式会社
名古屋南支社

支社長 望月昭宏
第二営業課長 西村康弘

 **ワイクリード株式会社**

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店
株式会社ライフスマイル西本

代表取締役会長 西本一子
代表取締役社長 西本賢太郎

株式会社山本五務店

代表取締役 山本悦司

株式会社 山金ポンプ製作所

代表取締役 米本卓弘



公益社団法人 昭和法人会

会長 伊藤敏宏

事務局一同

愛知県中小企業共済協同組合

理事長 石川 喜一郎

アフラック 愛知総合支社

支社長 関口 徹

インターネットセミナーのご案内

会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード	
ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶昭和法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶ID とパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



- 法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。
【ログイン手順】
- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
 - ②ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
 - ③視聴したいセミナーを選択
 - ④「動画を見る」ボタンをクリック
 - ⑤セミナー視聴画面へ



▶インターネット・セミナー TOP 画面 ▶セミナー視聴画面



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

～確定申告はご自宅から
マイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。
さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。

作成コーナーはこちら マイナポータル連携の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 🔍 検索



法人会アンケート調査システム

新規登録 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和4年3月末現在、登録数9,511名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立てています。

登録がまだお済みでない方は、
この機会にぜひ登録ください！



アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。

そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査



- 年末調整手続電子化に関するアンケート（国税庁・令和2年11月）
- 年末調整の方法等についてのアンケート（国税庁・令和4年1月）
- コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート（東京法人会連合会・令和3年12月）
- 電子帳簿保存法に係るアンケート調査（埼玉県法人会連合会・令和4年1月）

法人会とは？ 私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。

41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

登録方法で不明な点は
昭和法人会事務局へ

TEL. 882-9677

昭和法人会 当面の行事予定

令和7年 1月～6月

1月24日(金) 11:00～	女性部会1月例会 税務研修会 ガス燈	3月14日(金) 13:30～	【県連】専務理事等会議 AMMNATビル
1月27日(月) 16:00～	【県連】第42回理事会 理事・委員合同賀詞交歓会 名古屋マリオットアソシアホテル	3月17日(月) 13:30～	【県連】女連協 常任理事会 AMMNATビル
1月28日(火) 17:30～	青年部会 拡大推進教養講座 名古屋クレストンホテル	3月24日(月) 12:00～	税制委員会 事務局
1月29日(水) 13:30～	名古屋市内9法人会合同講演会 Niterr日本特殊陶業市民会館フォレストホール	4月10日(木) 12:00～	財務委員会 事務局
1月30日(木) 14:00～	【県連】専務理事等会議 AMMNATビル	4月14日(月) 11:30～	会計監査 事務局
2月5日(水) 13:00～	【全法連】税制セミナー ハイアットリージェンシー東京	4月16日(水) 14:30～	理事(監事)会 メルパルク名古屋
2月10日(月) 15:45～	理事(監事)会 メルパルク名古屋	4月17日(木) 16:00～	【県連】青連協第41回定時総会 名古屋東急ホテル
2月14日(金) 15:00～	愛知ブロック経営講演会 東郷町商会館	4月21日(月) 11:00～	【県連】女連協第40回定時総会 名古屋東急ホテル
2月15日(土) 13:30～	第13回支部合同狂言鑑賞会 名古屋能楽堂	4月24日(木) 12:00～	【県連】第43回理事会 名鉄グランドホテル
2月下旬 終日	税連協確定申告街宣車広報活動 管内一円	4月下旬 13:30～	女性部会第4回通常総会 メルパルク名古屋
2月26日(水) 15:30～	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会 名古屋マリオットアソシアホテル	4月下旬 17:00～	青年部会第4回通常総会 メルパルク名古屋
3月7日(金) 13:30～	【東海法連】第79回東海法人会連合会大会 ホテル花木水	6月上旬 13:30～	昭和法人会第4回通常総会 メルパルク名古屋
		6月12日(木) (未定)	【県連】第13回通常総会・創立70周年記念式典 名古屋観光ホテル

編集後記

あけましておめでとうございます。

二〇二五年の干支は、乙巳(きのとみ)で、六〇年周期の十千十二支の中で四十二番目に位置しています。

「乙」は十干の2番目で、「軋(きしむ)」を意味しています。陰陽五行説では木の陰のエネルギーを表し、植物が成長し広がり、柔軟性や協調性を象徴し、周囲との調和を保ちながら自身の目標に向かって進んでいく力を表しています。

「巳」は十二支の6番目で、蛇を表します。蛇には一般的にネガティブなイメージもありますが、古来より豊穡や金運を司る神様として祀られることもあり、脱皮を繰り返すことから不老不死のシンボルともされ、神聖な生き物として認識されました。

この二つの組み合わせである乙巳には、「努力を重ね、物事を安定させていく」といった縁起のよさを表しているといえます。

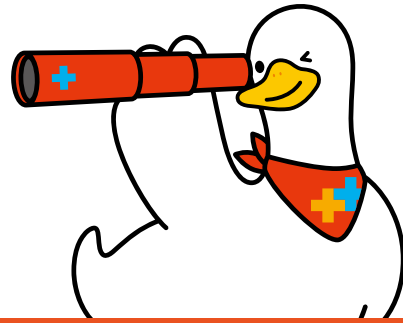
この時のために、ずっと努力してきた、積み重ねてきた、というものが芽吹き、花開くと一気に最大限まで伸び、大きくなり、成功する、そんな年になりそうです。しかし、すべての人が同じペースで結果を得られるわけではありません。成長の速度は人それぞれであり、中には時間がかかる人もいます。

そのため、二〇二五年は辛抱強さが試される年にもなりそうです。すぐに結果が出なくても、焦らず粘り強く取り組む姿勢が大切です。自分のペースを保ちながら着実に前進することで、最終的には望む結果に近づくことができそうです。



- 広報委員長
- 副委員長
- 委員
- ワイクリード(株)
- プラザ不動産(株)
- 日本パーツ機器(株)
- 横井定(株)
- (株)大栄商会
- 吉田英晃
- 神谷陽志
- 後藤秀臣
- 横井直己
- 川村貴子

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中のお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

アフラック 愛知総合支社

〒451-0046 愛知県名古屋市中区牛島町6-1

名古屋ルーセントタワー29F

Tel.052-586-7682 Fax.052-586-7671

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル

Tel.0120-5555-95

AFアツ課-2024-0319-2410024 7月12日

がんばる企業のベストパートナー 愛知県中小企業共済

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

がん総合共済

がん医療共済

- 傷害共済
- 生命傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



愛知県中小企業共済協同組合

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。

0120-00-9967

フリーコール 〈受付時間〉平日9:00~17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

こちらから
ご覧頂けます



本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)16階

愛知県中小企業共済



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税滞り

退職金

病気

ケガ

入院

退職金

天災

借入金



DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋南支社/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
名古屋市中区栄5-27-12(AIG名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

 公益社団法人 **昭和法人会**
<https://www.showahoujinkai.jp/>



公益財団法人 **全国法人会総連合**
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>
一般社団法人 **愛知県法人会連合会**
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/aichiken/>

 法人会
消費税期限内納付
推進運動